

「きんざい金融ホットライン」の相談受付状況（令和元年度）

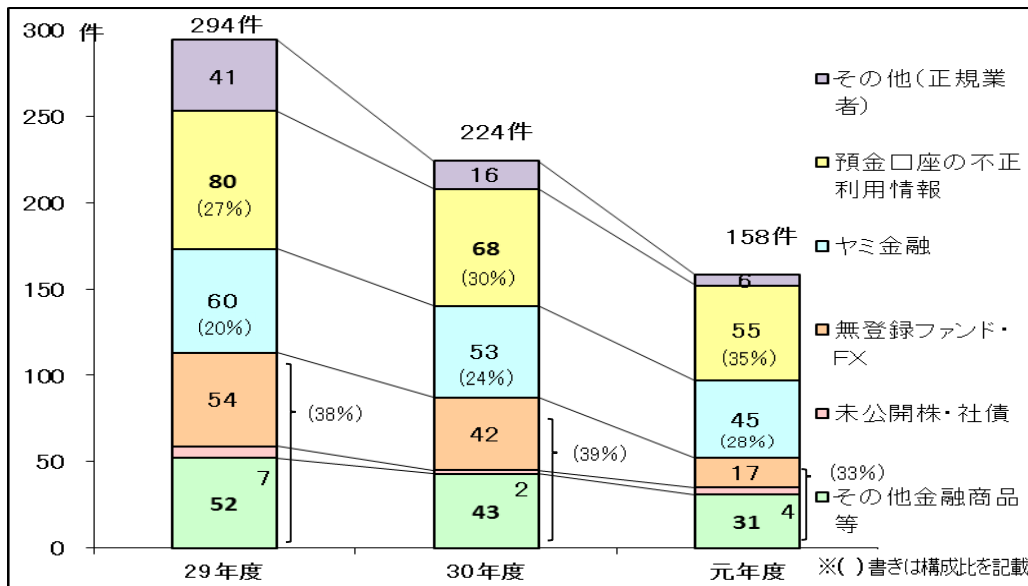
- 銀行、信用金庫、信用組合等は、419件と前年度比14.5%の増加（構成比44.3%）
- 証券会社などの金融商品取引業者は、130件と前年度比▲18.2%の減少（構成比13.8%）
- 貸金業者等は、129件と前年度比▲28.3%の減少（構成比13.7%）
- 本年3月10日に開設した新型コロナウイルス関連の相談窓口では、19件の相談を受付
- 不適切な行為に係る相談は、減少するも依然として158件（構成比16.7%）存在

＜相談受付件数の推移＞

業 態 に よ る 区 分	29年度		30年度			元年度		
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	前年度比(%)	件数	構成比(%)	前年度比(%)
銀行、信用金庫、信用組合等	426	32.2	366	36.8	▲ 14.1	419	44.3	14.5
証券会社など金融商品取引業者等	214	16.2	159	15.9	▲ 25.7	130	13.8	▲ 18.2
生命保険会社、損害保険会社等	96	7.3	119	11.9	24.0	119	12.6	0.0
貸金業者等	204	15.5	180	18.0	▲ 11.8	129	13.7	▲ 28.3
前払式支払手段発行者、暗号資産交換業者等	251	19.0	104	10.4	▲ 58.6	55	5.8	▲ 47.1
そ の 他	129	9.8	70	7.0	▲ 45.7	93	9.8	32.9
合 計（各業態に無登録業者等も含む）	1,320	100.0	998	100.0	▲ 24.4	945	100.0	▲ 5.3
うち不適正な行為	294	22.3	224	22.4	▲ 23.8	158	16.7	▲ 29.5

不適正な行為に係る相談件数の推移（令和元年度）

- 不適正な行為に係る相談件数の推移について、総数は各年減少しているものの、預金口座の不正利用やヤミ金融の構成比（令和元年度）は、それぞれ35%、28%と、過年度と同水準で推移。
- 無登録ファンドや未公開株・社債、その他金融商品に係る詐欺的な投資勧誘の構成比は、33%と総数の1/3を占めている。



近畿財務局HPのご紹介

- ◆ 詐欺的な投資勧誘、ヤミ金融、振り込め詐欺等の不適正な行為について、金融庁では様々な注意喚起情報等を提供しています。
- ◆ 注意喚起情報等について、当局HPでまとめて掲載していますので、是非ご活用ください。
- ◆ 近畿財務局HP【注意喚起情報等】

<http://kinki.mof.go.jp/riyoushahogo-notice.html>

お寄せいただいた情報・相談等の活用

- きんざい金融ホットラインに寄せられた相談・情報は、検査・監督上の有益な情報として活用しています。
- 寄せられた相談・情報は、金融行政に活用させていただき、金融サービスの質の向上、利用者保護の推進、金融犯罪被害の防止に努めています。
- 不正に利用されている預金口座の情報を得た場合は、捜査当局及び金融機関に情報提供を行っています。

皆様にご注意していただきたい事項

○ 給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意！

◀ 「借金ではありません」「ブラックOK」などの誘い文句に要注意！ ▶

いわゆる「給与ファクタリング」などと称して、業として、個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うことは貸金業に該当します。貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、違法なヤミ金融業者です。

金融庁のリンク先：https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinyu_chuui2.html

○ オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺などの特殊詐欺にご注意！

✓ 税金や医療費等が「ATMで還付される」と言われたら、還付金詐欺！

✓ 宅配便やレターパックなどで「現金を送れ」はすべて詐欺！

✓ 「キャッシュカードを預かります」「暗証番号を教えて」も詐欺の手口！

◆ すぐに振り込まない！ 一人で悩まずに、身近な人や最寄りの警察署に相談してください！！

◆ 万が一、振り込んでしまった場合、すぐに振込先の金融機関と警察署に連絡し、振り込んだ状況等を申し出てください。

○ ファンド等への投資勧誘にご注意！

✓ 登録を受けずに、ファンドへの出資の勧誘等をするのは、法律違反の可能性があります。

✓ 無登録業者からの勧誘は、詐欺的な商法であるおそれが高く、一切関わらないようにしてください。

✓ 金融商品取引業を行うには金融庁・財務局の登録が必要です。

【相談等窓口】

■ きんざい金融ホットライン

電話：06-6949-6259（受付時間：平日 9時から12時、13時から17時）

FAX：06-6949-6790

Mail：k-hotline@kk.lfb-mof.go.jp

<http://kinki.mof.go.jp/riyoushahogogroup.html>

■ 金融庁 金融サービス利用者相談室

電話：0570-016811（受付時間：平日 10時から17時）

<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

★新型コロナウイルス・中小企業円滑化相談窓口

近畿財務局：06-6949-6530（受付時間：平日 9時から16時）

★新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル

電話：0120-156811（フリーダイヤル）（受付時間：平日 10時から17時）

【お知らせ】

■ 「金融トラブルハンドブック」の配布について

近畿財務局では、金融トラブル被害の注意喚起情報等をまとめたリーフレット「金融トラブルハンドブック」（A3 三つ折り）を作成しています。ご希望がありましたら無償でお送りしますので、お気軽にお申し出ください。（きんざい金融ホットライン 06-6949-6259）

■ 出前講座（無料）のご案内について

当局では、市町村や地域コミュニティなどが開催する講演会などに職員を講師として派遣し、「金融の基礎知識」、「金融トラブルに巻き込まれないために」などのテーマで出前講座をさせて頂いています。講座の開催にあたっては、昨今の新型コロナの感染防止の観点を踏まえ、「3密」とならないよう留意し、実施しますので、ご希望がありましたらお気軽にお申し出ください。（財務広報相談室 06-6949-6355）